

改 正 案	現 行
（子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等） 第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等（法第百六条第四項に規定する子会社対象保険会社等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一・二（略） 三 当該保険会社及びその子会社等（法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。）に関する次に掲げる書類 イ（略） ロ 当該認可後における当該保険会社及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条に規定する保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。次項第三号、第五十九条の三第一項第二号ロ（6）、第八十六条の二第二項、第九十	（子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等） 第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等（法第百六条第四項に規定する子会社対象保険会社等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一・二（略） 三 当該保険会社及びその子会社等（法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。）に関する次に掲げる書類 イ（略） ロ 当該認可後における当該保険会社及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支の見込みを記載した書類

四〇六（略）	2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。	一・二（略）	三 当該申請時において申請保険会社及びその子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が良好であり、当該認可に係る子会社対象保険会社等を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。	四・五（略）	三〇五（略）	（業務報告書等） 第五十九条（略）	2・3（略）	4 法第百十条第二項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の保険会社及びその子会社等の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第六号の三により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。	5 法第百十条第二項に規定する業務報告書は、事業概況書、連結財
四〇六（略）	2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。	一・二（略）	三 当該申請時において申請保険会社及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象保険会社等を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。	四・五（略）	三〇五（略）	（業務報告書等） 第五十九条（略）	2・3（略）	4 法第百十条第二項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の保険会社及びその子会社等の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第六号の三により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。	5 法第百十条第二項に規定する業務報告書は、事業概況書、連結財

務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第七号の三により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

6・7 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(15)から(18)までに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限り、)

(1) (9) (略)

(10) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(法第百三十

条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準(保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定められたものに限る。)に係る算式により得られる比率をいう。第八

十六条第二項、第百五条第一項第六号及び第百五条の六第一項第七号において同じ。)及び次条第一項第二号ロ(6)に規定する比率(保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項

務諸表に分けて、別紙様式第七号の三により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

6・7 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(15)から(18)までに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限り、)

(1) (9) (略)

(10) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(法第百三十

条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。)

に規定する説明書類を作成していない場合に限る。) (11) (略) (18) (略) ハ 水 (略) 四 (略) 五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項(ハに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。) イ 二 (略) ホ 保険金等の支払能力の充実の状況(保険会社に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたものに限り、当該各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額並びに第八十七条第二号の二に規定する額の算出方法及びその計算の基礎となる係数を含む。)及び次条第一項第三号ハに規定する保険金等の支払能力の充実の状況(保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。) ヘ ヌ (略) 六 (略) 2 (略) 第五十九条の三 法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一 (略)	(11) (略) (18) (略) ハ 水 (略) 四 (略) 五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項(ハに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。) イ 二 (略) ホ 保険金等の支払能力の充実の状況(法第百三十条各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額並びに第八十七条第二号の二に規定する額の算出方法及びその計算の基礎となる係数を含む。) ヘ ヌ (略) 六 (略) 2 (略) 第五十九条の三 法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一 (略)
--	--

二 保険会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの イ (略) ロ 直近の五連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。)における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 (1) (5) (略) (6) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 三 保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ・ロ (略) ハ 保険金等の支払能力の充実の状況(保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたもの)に限り、当該各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。)及び保険会社の子会社等である保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況(法第百三十条各号(法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。)に掲げる額を含む。) 二・ホ (略) 四 (略) 2 (略) (届出事項等)	二 保険会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの イ (略) ロ 直近の五連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。)における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 (1) (5) (略) (新設) 三 保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ・ロ (略) ハ 保険会社の子会社等である保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況(法第百三十条各号(法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。))に掲げる額を含む。) 二・ホ (略) 四 (略) 2 (略) (届出事項等)
--	--

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 十三 (略)

十三の二 第八十七条第二号の二又は第八十八条第一号若しくは第五号に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

十三の三 前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

十四 十七 (略)

2 6 (略)

(健全性の基準に用いる単体の資本金、基金、準備金等)

第八十六条 法第三百十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額(保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係る額に限る。)は、次に掲げる額から繰延税金資産(税効果会計の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。)の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一 資本金又は基金等の額(貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額(保険会社である相互会社にあつては、社員配当準備金に積み立てる金額を含む。)、貸借対照表の評価・換算差額等(財務諸表等規則第六十七条の評価・換算

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 十三 (略)

十三の二 第八十七条第二号の二に掲げる額を算出するため、金融庁長官が定めるところにより保険会社の定める算出方法を用いようとする場合

十三の三 前号に規定する保険会社の定める算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

十四 十七 (略)

2 6 (略)

(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)

第八十六条 法第三百十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産(税効果会計の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。)の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一 資本金又は基金等の額(純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額(保険会社である相互会社にあつては、社員配当準備金に積み立てる金額を含む。)、貸借対照表の評価・換算差額等(財務諸表等規則第六十七条の評価・換算差額等(財務諸表等規則第六十七条の評価・換算

差額等をいう。第二百十一条の五十九において同じ。）の科目に計上した金額、法第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。）

二・三（略）

三の二 第七十条第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。次条第一項第四号及び第二百十条の十一の三第一項第四号において同じ。）の額

四・五（略）

六 保険会社が有する土地（日本国内の土地に限る。）については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

七（略）

2（略）

（健全性の基準に用いる連結の資本金、基金、準備金等）

第八十六条の二 法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）は、次に掲げる額（第一号から第七号までに掲げる額にあつては、少額短期保険業者に係るものを除く。）から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定める

。第二百十一条の五十九において同じ。）の科目に計上した金額、法第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。）

二・三（略）

三の二 第七十条第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。の額

四・五（略）

六 保険会社が有する土地については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

七（略）

2（略）

（新設）

ところにより算出した額を控除した額とする。

一 資本金又は基金等の額（連結貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（保険会社である相互会社にあつては、社員配当準備金に積み立てる金額を含む。））、連結貸借対照表のその他の包括利益累計額（連結財務諸表規則第四十三條の二第一項のその他の包括利益累計額をいう。第二百十條の十一の三第一項第一号において同じ。）の科目に計上した金額、法第百十三條前段の規定により連結貸借対照表の資産の部に計上した金額に相当する額、のれん（のれんに類する額を含む。）及び繰延資産として連結貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。）

二 法第百十五條第一項の価格変動準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであつて、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十條第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含むことができる。）

三 第六十九條第一項第三号及び第七十條第一項第二号の二の危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであつて、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十條第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含むことができる。）

四 第七十條第一項第二号の異常危険準備金の額に基づき連結貸借

対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額）（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限り。）を含めることができる。

五 一般貸倒引当金の額

六 保険会社及びその子会社等有するその他有価証券については、連結貸借対照表計上額の合計額と当該合計額に係る帳簿価額の合計額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

七 保険会社及びその子会社等有する土地（日本国内の土地に限る。）については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額（当該額と同様の額）（外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限り。）を含めることができる。

八 その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額
2 前項第七号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

（単体の通常の予測を超える危険に対応する額）

第八十七条 法第百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額（保険金等の支払能力の充実の状

（通常の予測を超える危険に対応する額）

第八十七条 法第百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金

況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係る額に限る。）は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一 保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。次号、次条第一号から第三号まで、第百六十二条第一号及び第一号の二、第二百十条の十一の四第一号から第三号まで並びに第二百十一條の六十第一号において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号に掲げる額を除く。）

一の二（略）

二 予定利率リスク（責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険をいう。次条第四号、第百六十二条第二号及び第二百十條の十一の四第四号において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二の二 最低保証リスク（特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であつて、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。次条第五号及び第二百十條の十一の四第五号において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

三 資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であつて、保有す

融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一 保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。次号、第百六十二条及び第二百十一條の六十において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号に掲げる額を除く。）

一の二（略）

二 予定利率リスク（責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険をいう。第百六十二条において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二の二 最低保証リスク（特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であつて、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

三 資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であつて、保有す

る有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。次条第六号、第二百十條の十一の四第六号及び第二百十一條の六十第二号において同じ。）に対応する額として次のイからへまでに掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスク（保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。次条第六号イ、第二百十條の十一の四第六号イ及び第二百十一條の六十第二号イにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。次条第六号ロ、第二百十條の十一の四第六号ロ及び第二百十一條の六十第二号ロにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ハ 子会社等リスク（子会社等（法第百十條第二項に規定する子会社等をいう。）への投資その他の理由により発生し得る危険をいう。第百六十二條第三号ハにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ニ デリバティブ取引リスク（デリバティブ取引、法第九十八條第一項第八号に規定する金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引その他これらと類似の取引により発生し得る危険をいう。次条第六号ハ、第百六十二條第三号ニ及び第二百十條の十一の四第六号ハにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官

る有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。第二百十一條の六十において同じ。）に対応する額として次のイからへまでに掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスク（保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。第二百十一條の六十において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。第二百十一條の六十において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ハ 子会社等リスク（子会社等（法第百十條第二項に規定する子会社等をいう。）への投資その他の理由により発生し得る危険をいう。第百六十二條において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ニ デリバティブ取引リスク（デリバティブ取引、法第九十八條第一項第八号に規定する金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引その他これらと類似の取引により発生し得る危険をいう。第百六十二條において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

が定めるところにより計算した額

ホ 信用スプレッドリスク（金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）又はこれらに類似する取引において、通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。次条第六号二、第六十二条第三号ホ及び第二百十条の十一の四第六号二において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ヘ（略）

四 経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて、前各号に掲げる危険に該当しないものをいう。次条第七号、第二百十条の十一の四第七号及び第二百十一條の六十第三号において同じ。）に対応する額として、前各号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

（連結の通常の予測を超える危険に対応する額）

第八十八条 法第百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

ホ 信用スプレッドリスク（金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）又はこれらに類似する取引において、通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。第百六十二条第三号ホにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ヘ（略）

四 経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて、前各号に掲げる危険に該当しないものをいう。第二百十一條の六十において同じ。）に対応する額として、前各号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

第八十八条 削除

-
- 一 保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号及び第三号に掲げる額を除く。）
 - 二 第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
 - 三 子会社等である少額短期保険業者の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
 - 四 予定利率リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
 - 五 最低保証リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
 - 六 資産運用リスクに対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額
 - イ 価格変動等リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
 - ロ 信用リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
 - ハ デリバティブ取引リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
 - ニ 信用スプレッドリスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
 - ホ イからニまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
 - 七 経営管理リスクに対応する額として、金融庁長官が定めるところにより計算した額
-

るにより計算した額

(事業譲渡等の認可の申請)

第九十四条 保険会社（外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。）は、法第百四十二条（法第二百十一条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇七（略）

八 当該事業譲渡等を行った後における保険会社が子会社等（法第九十七条の二第三項前段に規定する子会社等をいう。以下この号、第百五条及び第百五条の六において同じ。）を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

九〇十二（略）

二〇四（略）

(合併の認可の申請)

第百五条 保険会社等は、法第百六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇五（略）

六 合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の

(事業譲渡等の認可の申請)

第九十四条 保険会社（外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。）は、法第百四十二条（法第二百十一条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇七（略）

八 当該事業譲渡等を行った後における保険会社が子会社等（法第九十七条の二第三項前段に規定する子会社等をいう。以下この号、第百五条及び第百五条の六において同じ。）を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類

九〇十二（略）

二〇四（略）

(合併の認可の申請)

第百五条 保険会社等は、法第百六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇五（略）

六 合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の

合併後における収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書面	合併後における収支の見込みを記載した書面
七〇十八 (略)	七〇十八 (略)
十九 合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類	十九 合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類
二〇・二二 (略)	二〇・二二 (略)
二・三 (略)	二・三 (略)
(会社分割の認可の申請) 第二百五条の六 保険会社等は、法第七十三条の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。	(会社分割の認可の申請) 第二百五条の六 保険会社等は、法第七十三条の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。
一〇六 (略)	一〇六 (略)
七 当事者である保険会社の会社分割後における収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書面	七 当事者である保険会社の会社分割後における収支の見込みを記載した書面
八〇十七 (略)	八〇十七 (略)
十八 当該会社分割を行った後における保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類	十八 当該会社分割を行った後における保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類
一九・二二 (略)	一九・二二 (略)
二・四 (略)	二・四 (略)

（日本における保険計理人の確認事項）

第百五十七条の二 法第百九十九条において準用する法第百二十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、外国生命保険会社等にあつては、次の第一号に掲げる事項とし、外国損害保険会社等にあつては、次に掲げる事項とする。

一 財産の状況に関する事項として次のイ及びロに掲げるもの

イ 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、日本における保険業の継続が困難であるかどうか。

ロ 日本における保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか。

二 (略)

（日本における保険計理人の確認業務）

第百五十八条 外国保険会社等の日本における保険計理人は、日本における事業年度に係る毎決算期において、法第百九十九条において準用する法第百二十一条第一項各号に掲げる事項について、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により確認しなければなら

ない。

一 三 (略)

四 日本における保険金等の支払能力の充実の状況について、法第百二十二条の規定並びに第百六十一条及び第百六十二条の規定（法第百二十四条第一項第一号の規定に基づき免許特定法人の引受社

（日本における保険計理人の確認事項）

第百五十七条の二 法第百九十九条において準用する法第百二十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、外国生命保険会社等にあつては、次の第一号に掲げる事項とし、外国損害保険会社等にあつては、次に掲げる事項とする。

一 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、日本における保険業の継続が困難であるかどうか。

二 (略)

（日本における保険計理人の確認業務）

第百五十八条 外国保険会社等の日本における保険計理人は、日本における事業年度に係る毎決算期において、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により、法第百九十九条において準用する法第百二十一条第一項各号に掲げる事項について確認しなければなら

ない。

一 三 (略)

(新設)

員を外国保険会社等とみなして法第九十九条において準用する
法第二百一十一条の規定を適用する場合には、法第二百二十八条の
規定及び第九十条の規定）に照らして適正であること。

五（略）

（外国保険会社等の届出事項等）

第六十六条 法第二百九条第九号に規定する内閣府令で定める場合
は、次に掲げる場合とする。

一～六（略）

六の二 第六十二条第二号の二に掲げる額を算出するため、金融
庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

六の二の二 前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算
出方法に重大な変更を加えた場合

六の三七（略）

2～5（略）

（免許特定法人の届出）

第九十二条 法第二百三十四条第八号に規定する内閣府令で定める
場合は、次に掲げる場合とする。

一～五（略）

五の二 第九十条第二項の規定に基づき、第六十二条第二号の
二に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用

四（略）

（外国保険会社等の届出事項等）

第六十六条 法第二百九条第九号に規定する内閣府令で定める場合
は、次に掲げる場合とする。

一～六（略）

六の二 第六十二条第二号の二に掲げる額を算出するため、金融
庁長官が定めるところにより外国保険会社等の定める算出方法を
用いようとする場合

六の二の二 前号に規定する外国保険会社等の定める算出方法の使
用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

六の三七（略）

2～5（略）

（免許特定法人の届出）

第九十二条 法第二百三十四条第八号に規定する内閣府令で定める
場合は、次に掲げる場合とする。

一～五（略）

五の二 第九十条第二項の規定に基づき、第六十二条第二号の
二に掲げる額を算出するため、金融庁長官が定めるところにより

いようとする場合

五の三 前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

六 (略)

2
5 (略)

(保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第二百十條の三 法第二百七十一條の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 当該認可後五事業年度における当該会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(法第二百七十一條の二十八の二に規定する保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第四号及び第三項第二号、第二百十條の八第二項第二号口、第二百十條の十の二第二項第三号口(6)、第二百十條の十一の三第二項、第二百十條の十二第一項第十号、第二百十條の十二の三第一項第九号並びに第二百十條の十三第一項第六号において同じ。)の見込みを記

免許特定法人の定める算出方法を用いようとする場合

五の三 前号に規定する免許特定法人の定める算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

六 (略)

2
5 (略)

(保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第二百十條の三 法第二百七十一條の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 当該認可後五事業年度における当該会社及びその子会社の収支の見込みを記載した書類

載した書類	五 (略) 2 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 三 (略) 四 当該設立後五事業年度における設立会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類 五 (略) 3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。 一 (略) 二 申請者等及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が当該認可後又は設立後五事業年度において適正な水準となることが見込まれること。 三 (略) 4・5 (略) (保険持株会社の子会社に係る承認の申請) 第二百十条の八 (略)	五 (略) 2 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 三 (略) 四 当該設立後五事業年度における設立会社及びその子会社の収支の見込みを記載した書類 五 (略) 3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。 一 (略) (新設) 二 (略) 4・5 (略) (保険持株会社の子会社に係る承認の申請) 第二百十条の八 (略)
-------	--	--

2 法第二百七十一条の二十二第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 (略) 二 当該保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類 イ (略) ロ 当該承認後における当該保険持株会社及びその子会社(子会社となる会社を含む。)の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類 八 (略) 三・四 (略) 3 (略) (保険持株会社に係る業務報告書等) 第二百十条の十 法第二百七十一条の二十四第一項の規定による中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十四号により作成し、当該期間経過後三月以内(外国所在保険持株会社(保険会社を子会社とする外国の持株会社であつて、法第二百七十一条の十八第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。次項及び第二百十条の十四において同じ。)にあつては、当該期間経過後六月以内)に金融庁長官に提出しなければならない。	2 法第二百七十一条の二十二第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 (略) 二 当該保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類 イ (略) ロ 当該承認後における当該保険持株会社及びその子会社(子会社となる会社を含む。)の収支の見込みを記載した書類 八 (略) 三・四 (略) 3 (略) (保険持株会社に係る業務報告書等) 第二百十条の十 法第二百七十一条の二十四第一項の規定による中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第十四号により作成し、当該期間経過後三月以内(外国所在保険持株会社(保険会社を子会社とする外国の持株会社であつて、法第二百七十一条の十八第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。次項及び第二百十条の十四において同じ。)にあつては、当該期間経過後六月以内)に金融庁長官に提出しなければならない。
--	---

2 法第二百七十一条の二十四第一項の規定による業務報告書は、事業概況書、連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十五号により作成し、事業年度終了後四月以内（外国所在保険持株会社にあつては、事業年度終了後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。 3～6（略）	2 法第二百七十一条の二十四第一項の規定による業務報告書は、事業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第十五号により作成し、事業年度終了後四月以内（外国所在保険持株会社にあつては、事業年度終了後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。 3～6（略）
（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第二百十条の十の二 法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一・二（略）	（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第二百十条の十の二 法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一・二（略）
三 保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの イ（略） ロ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 (1) (5)（略）	三 保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの イ（略） ロ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 (1) (5)（略）
(6) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ・ロ（略）	（新設） 四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ・ロ（略）
八 保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十一条の二十	八 保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能

八の二各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。
。）及び保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の
支払能力の充実の状況（法第百三十条各号に掲げる額を含む。
）

二・ホ（略）

五（略）

2
4（略）

（保険持株会社に係る健全性の基準に用いる資本金、準備金等）

第二百十条の十一の三 法第二百七十一条の二十八の二第一号に規定
する資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲
げる額（第一号から第七号までに掲げる額にあつては、少額短期保
険業者に係るものを除く。）から繰延税金資産の不算入額として金
融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一 資本金等の額（連結貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余
金の処分として支出する金額、連結貸借対照表のその他の包括利
益累計額の科目に計上した金額、法第百十三条前段の規定により
連結貸借対照表の資産の部に計上した金額に相当する額、のれん
（のれんに類する額を含む。）及び繰延資産として連結貸借対照
表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。）

二 法第百十五条第一項の価格変動準備金の額に基づき連結貸借対
照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対
照表の負債の部に計上されたものであつて、外国の当局が当該外

力の充実の状況（法第百三十条各号に掲げる額を含む。）

二・ホ（略）

五（略）

2
4（略）

（新設）

国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限り、）を含めることができる。）

三 第六十九条第一項第三号及び第七十条第一項第二号の二の危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限り、）を含めることができる。）

四 第七十条第一項第二号の異常危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限り、）を含めることができる。）

五 一般貸倒引当金の額

六 保険持株会社及びその子会社等が有するその他有価証券については、連結貸借対照表計上額の合計額と当該合計額に係る帳簿価額の合計額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

七 保険持株会社及びその子会社等が有する土地（日本国内の土地に限る。）については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額（当該額と同様の額（外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に

相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

- ハ その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額
- 2 前項第七号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

（保険持株会社に係る通常の予測を超える危険に対応する額）

第二百十条の十一の四 法第二百七十一条の二十八の二第二号に規定

する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

（新設）

- 一 保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号及び第三号に掲げる額を除く。）
- 二 第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 三 子会社等である少額短期保険業者の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 四 予定利率リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 五 最低保証リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

六 資産運用リスクに対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額	イ 価格変動等リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額	ロ 信用リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額	ハ デリバティブ取引リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額	ニ 信用スプレッドリスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額	ホ イからニまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額	七 経営管理リスクに対応する額として、金融庁長官が定めるところにより計算した額	(適用除外) 第二百十条の十一の五 前二条の規定は、他の保険会社又は保険持株会社の子会社である保険持株会社については、適用しない。	(保険持株会社に係る合併の認可の申請) 第二百十条の十二 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。	(新設) (保険持株会社に係る合併の認可の申請) 第二百十条の十二 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
--	--	---	---	--	--	--	---	---	---

一〇九（略） 十 合併後存続する保険持株会社の定款、取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所の所在地を記載した書類並びに合併後における保険持株会社及びその子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類 十一〇十六（略）	一〇九（略） 十 合併後存続する保険持株会社の定款、取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所の所在地を記載した書類並びに合併後における保険持株会社及びその子会社等の収支の見込みを記載した書類 十一〇十六（略）
2（略） （保険持株会社に係る会社分割の認可の申請） 第二百十条の十二の三 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一〇八（略） 九 当該会社分割を行つた後における保険持株会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類 九の二〇十六（略）	2（略） （保険持株会社に係る会社分割の認可の申請） 第二百十条の十二の三 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一〇八（略） 九 当該会社分割を行つた後における保険持株会社及びその子会社の収支の見込みを記載した書類 九の二〇十六（略）
2（略） （保険持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請） 第二百十条の十三 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第三	2（略） （保険持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請） 第二百十条の十三 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第三

項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一 五（略） 六 当該事業譲渡等を行った後における保険持株会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類 七 十一（略）	項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一 五（略） 六 当該事業譲渡等を行った後における保険持株会社及びその子会社の収支の見込みを記載した書類 七 十一（略）
2（略） （届出事項） 第二百十條の十四（略） 2 法第二百七十一條の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 八（略） 九 第二百十條の十一の四第一号又は第五号に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合 十 前号に規定する保険持株会社の子会社等の定める算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合 3（略） （業務報告書等） 第二百十一條の三十六（略）	2（略） （届出事項） 第二百十條の十四（略） 2 法第二百七十一條の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 八（略） （新設） （新設） 3（略） （業務報告書等） 第二百十一條の三十六（略）

2・3 (略)

4 第五十九条第四項及び第五項の規定は法第二百七十二条の十六第三項において準用する法第一百条第二項に規定する中間業務報告書又は業務報告書の提出について、第五十九条第六項及び第七項の規定は少額短期保険業者が中間業務報告書又は業務報告書の提出を延期する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「、中間連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面」とあるのは「及び中間連結財務諸表」と、「別紙様式第十六号の三」とあるのは「別紙様式第十六号の十九」と、同条第五項中「、連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面」とあるのは「及び連結財務諸表」と、「別紙様式第七号の三」とあるのは「別紙様式第十六号の二十」と、同条第六項中「第一項、第二項、第四項又は第五項」とあるのは「第二百十一條の三十六第一項若しくは第二項又は同条第四項において準用する第五十九条第四項若しくは第五項」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官（令第四十七条の二の規定により、当該少額短期保険業者の本店又は主たる事務所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第二百十一條の三十七 法第二百七十二條の十七において準用する法

2・3 (略)

4 第五十九条第四項及び第五項の規定は法第二百七十二条の十六第三項において準用する法第一百条第二項に規定する中間業務報告書又は業務報告書の提出について、第五十九条第六項及び第七項の規定は少額短期保険業者が中間業務報告書又は業務報告書の提出を延期する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「別紙様式第十六号の三」とあるのは「別紙様式第十六号の十九」と、同条第五項中「別紙様式第七号の三」とあるのは「別紙様式第十六号の二十」と、同条第六項中「第一項、第二項、第四項又は第五項」とあるのは「第二百十一條の三十六第一項若しくは第二項又は同条第四項において準用する第五十九条第四項若しくは第五項」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官（令第四十七条の二の規定により、当該少額短期保険業者の本店又は主たる事務所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第二百十一條の三十七 法第二百七十二條の十七において準用する法

第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 少額短期保険業者の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ（略）

ロ 直近の三事業年度における主要な業務の状況を示す指標等として次に掲げる事項

(1) (8)（略）

(9) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七十二條の二十八において準用する法第百三十條の保険金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準（少額短期保険業者に係る同條各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。第百十一條の五十九第二項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。）

(10) (13)（略）

八・二（略）

四〇六（略）

2（略）

（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）

第百十一條の五十九 法第二百七十二條の二十八において準用する法第百三十條第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額（保険金等の支払能力の充実の状況が適當で

第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 少額短期保険業者の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ（略）

ロ 直近の三事業年度における主要な業務の状況を示す指標等として次に掲げる事項

(1) (8)（略）

(9) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七十二條の二十八において準用する法第百三十條の保険金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。）

(10) (13)（略）

八・二（略）

四〇六（略）

2（略）

（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）

第百十一條の五十九 法第二百七十二條の二十八において準用する法第百三十條第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものは、次に掲げる額とする。

あるかどうかの基準を定めるために用いる少額短期保険業者に係る額に限る。）は、次に掲げる額とする。

一〇七（略）

2（略）

（通常の予測を超える危険に対応する額）

第二百十一条の六十 法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる少額短期保険業者に係る額に限る。）は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一〇三（略）

別表（第五十九条の二第一項第五号本関係（保険会社単体））

項目	記載する事項
細目第百三	一～六（略） （割る） 七 その他金融庁長官が定める額

一〇七（略）

2（略）

（通常の予測を超える危険に対応する額）

第二百十一条の六十 法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一〇三（略）

別表（第五十九条の二第一項第五号本関係（保険会社））

項目	記載する事項
細目第百三	一～六（略） 六の二 平成八年大蔵省告示第五十号第一条第四項第一号に規定する額 七 平成八年大蔵省告示第五十号第一条第四項第五号

十 条 第 一 号 に 係 る	(削る) 八 法第百三十条第一号に掲げる額(保険会社に係るものに限る。)のうち、一から七までに掲げるもの以外のものの合計額
細第法 目二第 号百 に三 係十 る条	一 第八十七条第一号に規定する額(損害保険会社にあっては、五に規定する額を除く。) 一の二～四 (略) 五 損害保険会社において、<u>第八十七条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額</u>

別表（第五十九条の二第一項第五号亦関係（外国保険会社等））

項 目	記 載 す る 事 項
目 法 第	一～六 (略) (削る)

十 条 第 一 号 に 係 る	<u>、第五項、第六項及び第八項から第十項までの規定により第八十六条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額</u> 八 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条の二に規定する額</u> 九 法第百三十条第一号に掲げる額のうち、一から八までに掲げるもの以外のものの合計額
細第法 目二第 号百 に三 係十 る条	一 第八十七条第一号に規定する額(損害保険会社にあっては、平成八年大蔵省告示第五十号第二項<u>第二号に規定する額を除く。</u>) 一の二～四 (略) 五 損害保険会社において、<u>平成八年大蔵省告示第五十号第二項第一項第二号に規定する額</u>

別表（第五十九条の二第一項第五号亦関係（外国保険会社等））

項 目	記 載 す る 事 項
目 法 第	一～六 (略) <u>六の二 平成八年大蔵省告示第五十号第一条第四項第</u>

二百一十	(削る)
二	
二	七 <u>その他金融庁長官が定める額</u>
条	
第	
一	
号	(削る)
に	
係	
る	八 法第二百二条第一号に掲げる額のうち、 <u>一から七</u>
細	<u>までに掲げるもの以外のものの合計額</u>
細第法	
目二第	一 第一百六十二条第一号に規定する額（外国損害保険
号二	会社等にあつては、 <u>五</u> に規定する額を除く。）
に百	一の二～四 （略）
係二	五 外国損害保険会社等にあつては、 <u>第一百六十二条第</u>
る条	<u>二</u> 号に規定する額のうち、 <u>金融庁長官が定める額</u>

別表（第五十九条の二第一項第五号亦関係（免許特定法人））

項 目	記 載 す る 事 項
-----	-------------

二百一十	<u>一号に規定する額</u>
二	六の三 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条第四項第</u>
二	<u>四号に規定する額</u>
条	七 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条第四項第五号</u>
第	<u>、第五項、第六項及び第八項から第十項までの規定</u>
一	<u>により第一百六十一条第一項第七号に規定する金融庁</u>
号	<u>長官が定めるものの額に算入することができる額</u>
に	八 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条の二に規定す</u>
係	<u>る額</u>
る	九 法第二百二条第一号に掲げる額のうち、 <u>一から八</u>
細	<u>までに掲げるもの以外のものの合計額</u>
細第法	
目二第	一 第一百六十二条第一号に規定する額（外国損害保険
号二	会社等にあつては、 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第</u>
に百	<u>二条第一項第二号に規定する額を除く。）</u>
係二	一の二～四 （略）
る条	五 外国損害保険会社等にあつては、 <u>平成八年大蔵省</u>
	<u>告示第五十号第二条第一項第二号に規定する額</u>

別表（第五十九条の二第一項第五号亦関係（免許特定法人））

項 目	記 載 す る 事 項
-----	-------------

法 第 二 百 二 十 八 条 第 一 号 に 係	一～六 （略） （削る） （削る） 七 <u>その他金融庁長官が定める額</u>
法 第 二 号 に 係	八 <u>法第二百二十八条第一号に掲げる額のうち、一から七までに掲げるもの以外のものの合計額</u>
法 第 二 号 に 係	一 第百六十二条第一号に規定する額（特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあつては、 <u>五</u> に規定する額を除く。） 一の二～四 （略） 五 特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあつては、 <u>第百六十二条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額</u>

法 第 二 百 二 十 八 条 第 一 号 に 係	一～六 （略） 六の二 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条第四項第一号に規定する額</u> 六の三 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条第四項第四号に規定する額</u> 七 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条第四項第五号、第五項、第六項及び第八項から第十項までの規定により第百九十条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額</u> 八 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条の二に規定する額</u> 九 <u>法第二百二十八条第一号に掲げる額のうち、一から八までに掲げるもの以外のものの合計額</u>
法 第 二 号 に 係	一 第百六十二条第一号に規定する額（特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあつては、 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に規定する額</u> を除く。） 一の二～四 （略） 五 特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあつては、 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に規定する額</u>

別表（第五十九条の三第一項第三号八関係（保険会社連結））

（新設）

項 目	記 載 す る 事 項
細 法 目 第 百 三 十 七 条 第 二 号 に 係 る	二 第八十六条の二第一項第一号に規定する額 三 第八十六条の二第一項第二号に規定する額 三 第八十六条の二第一項第三号に規定する額 四 損害保険契約を有する場合にあつては、第八十六 条の二第一項第四号に規定する額 五 第八十六条の二第一項第五号に規定する額 六 第八十六条の二第一項第六号に規定する額 七 第八十六条の二第一項第七号に規定する額 八 その他金融庁長官が定める額 九 法第百三十条第一号に掲げる額（保険会社及びそ の子会社等に係るものに限る。）のうち、一から八 までに掲げるもの以外のものの合計額
法 第 百 三 十 三	二 生命保険契約を有する場合にあつては、第八十八 条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額 二 損害保険契約を有する場合にあつては、第八十八 条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（

十	八に規定する額を除く。）
三	第八十八条第二号に規定する額
四	第八十八条第三号に規定する額
五	第八十八条第四号に規定する額
六	生命保険契約を有する場合にあつては、第八十八条第五号に規定する額
七	第八十八条第六号に規定する額
八	第八十八条第七号に規定する額
九	損害保険契約を有する場合にあつては、第八十八条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

別表（第七十五条の二第三項及び第百五十四条の二第三項関係）
（表略）

別表（第二百十条の十の二第一項第四号八関係（保険持株会社））

項 目	記 載 す る 事 項
の 法	第二百十条の十一の三第一項第一号に規定する額
二 第	第二百十条の十一の三第一項第二号に規定する額
二 第	第二百十条の十一の三第一項第三号に規定する額

別表（第七十五条の二第三項及び第百五十四条の二第三項関係）
（表略）

（新設）

二百七十七号に係る細目三十八	四 損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十條の十一の三第一項第四号に規定する額 五 第二百十條の十一の三第一項第五号に規定する額 六 第二百十條の十一の三第一項第六号に規定する額 七 第二百十條の十一の三第一項第七号に規定する額 八 その他金融庁長官が定める額 九 法第二百七十一條の二十八の二第一号に掲げる額のうち、一から八までに掲げるもの以外のものの合計額
号法に第二係二百七十七号に係る細目三十八	一 生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十條の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額 二 損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十條の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（八に規定する額を除く。） 三 第二百十條の十一の四第二号に規定する額 四 第二百十條の十一の四第三号に規定する額 五 第二百十條の十一の四第四号に規定する額 六 生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十條の十一の四第五号に規定する額 七 第二百十條の十一の四第六号に規定する額 八 第二百十條の十一の四第七号に規定する額

十に法 条お第 第い二 二て百 号準七 に用十 係す二 るる条 細法の 目第二 百十 三八	一 第二百十一條の六十第一号に規定する額（ <u>四に規定する額を除く。</u> ） 二・三 （略） 四 <u>第二百十一條の六十第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額</u>
--	--

十に法 条お第 第い二 二て百 号準七 に用十 係す二 るる条 細法の 目第二 百十 三八	一 第二百十一條の六十第一号に規定する額（平成十八年金融庁告示第十四号第三条第一項第二号に規定する額を除く。） 二・三 （略） 四 <u>平成十八年金融庁告示第十四号第三条第一項第二号に規定する額</u>
--	--

別紙様式第 6 号（第59条関係）

（略）

第 1 ～ 第 6 （略）

第 7

年度中（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の
充実の状況に関する書面

（保険会社単体）

1 ソルベンシー・マージン総額
（表略）

別紙様式第 6 号（第59条関係）

（略）

第 1 ～ 第 6 （略）

第 7

年度中（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の
充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額
（表略）

(記載上の注意)

法第130条第1号に掲げる額(保険会社に係るものに限る。)

をいう。

2 リスク合計額

(表略)

(記載上の注意)

法第130条第2号に掲げる額(保険会社に係るものに限る。)

をいう。

3 (略)

(保険会社連結)

1 ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円
------------------	-----

(記載上の注意)

1 別紙様式第6号の3を作成する場合には、この表を作成することを要しない。2の表及び3の表において同じ。

2 法第130条第1号に掲げる額(保険会社及びその子会社等に係るものに限る。)をいう。

2 リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円
------------	-----

(記載上の注意)

法第130条第1号に掲げる額をいう。

2 リスク合計額

(表略)

(記載上の注意)

法第130条第2号に掲げる額をいう。

3 (略)

(新設)

(記載上の注意)

法第130条第2号に掲げる額(保険会社及びその子会社等に係るものに限る。)をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%
----------------------------------	---

(記載上の注意)

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。

別紙様式第6号の2(第59条関係)

(略)

第1～第6 (略)

第7

年度中(年 月 日現在) 保険金等の支払能力の

充実の状況に関する書面

(保険会社単体)

1 ソルベンシー・マージン総額

(表略)

(記載上の注意)

法第130条第1号に掲げる額(保険会社に係るものに限る。)をいう。

別紙様式第6号の2(第59条関係)

(略)

第1～第6 (略)

第7

年度中(年 月 日現在) 保険金等の支払能力の

充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額

(表略)

(記載上の注意)

法第130条第1号に掲げる額をいう。

2 リスク合計額 (表略) (記載上の注意) 法第130条第2号に掲げる額(保険会社に係るものに限る。)	2 リスク合計額 (表略) (記載上の注意) 法第130条第2号に掲げる額をいう。		
3 (略) (保険会社連結) 1 ソルベンシー・マージン総額 <table border="1" data-bbox="850 286 951 1099"> <tr> <td>ソルベンシー・マージン総額(A)</td><td>百万円</td></tr> </table>	ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円	3 (略) (新設)
ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円		
(記載上の注意) 1 別紙様式第6号の3を作成する場合には、この表を作成することとを要しない。2の表及び3の表において同じ。 2 法第130条第1号に掲げる額(保険会社及びその子会社等に係るものに限る。)をいう。 2 リスク合計額 <table border="1" data-bbox="403 286 504 1099"> <tr> <td>リスクの合計額(B)</td><td>百万円</td></tr> </table>	リスクの合計額(B)	百万円	
リスクの合計額(B)	百万円		
(記載上の注意) 法第130条第2号に掲げる額(保険会社及びその子会社等に係るものに限る。)をいう。			

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%
----------------------------------	---

(記載上の注意)

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。

別紙様式第6号の3（第59条関係）

(略)

目次

第1 (略)

第2 中間連結財務諸表

1 中間連結財務諸表の作成方針

2 中間連結貸借対照表

3 中間連結損益計算書

4 中間連結キャッシュ・フロー計算書

5 中間連結株主資本等変動計算書

6 中間連結基金等変動計算書

第3 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

(記載上の注意)

(略)

第1・第2 (略)

別紙様式第6号の3（第59条関係）

(略)

目次

第1 (略)

第2 中間連結財務諸表

1 中間連結財務諸表の作成方針

2 中間連結貸借対照表

3 中間連結損益計算書

4 中間連結キャッシュ・フロー計算書

5 中間連結株主資本等変動計算書

6 中間連結基金等変動計算書

(記載上の注意)

(略)

第1・第2 (略)

第3

(新設)

年度中(年 月 日現在) 保険金等の支払能力の
充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円
------------------	-----

(記載上の注意)

法第130条第1号に掲げる額(保険会社及びその子会社等に係
るものに限る。)をいう。

2 リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円
------------	-----

(記載上の注意)

法第130条第2号に掲げる額(保険会社及びその子会社等に係
るものに限る。)をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%
----------------------------------	---

(記載上の注意)

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位

以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。

別紙様式第7号（第17条の5、第25条の2及び第59条関係） （略）	
第1～第13（略） 第14	第1～第13（略） 第14
年度（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の 状況に関する書面 （保険会社単体）	年度（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の 状況に関する書面
1 <u>ソルベンシー・レージン総額</u> （表略） （記載上の注意） 法第130条第1号に掲げる額（ <u>保険会社に係るものに限る。</u> ） をいう。	1 <u>ソルベンシー・レージン総額</u> （表略） （記載上の注意） 法第130条第1号に掲げる額をいう。
2 リスク合計額 （表略） （記載上の注意） 法第130条第2号に掲げる額（ <u>保険会社に係るものに限る。</u> ） をいう。	2 リスク合計額 （表略） （記載上の注意） 法第130条第2号に掲げる額をいう。
3 （略） （ <u>保険会社連結</u> ）	3 （略）
1 <u>ソルベンシー・レージン総額</u> _____	（新設） _____

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円
------------------	-----

(記載上の注意)

- 1 別紙様式第7号の3を作成する場合には、この表を作成することとを要しない。2の表及び3の表において同じ。
- 2 法第130条第1号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。
- 2 リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円
------------	-----

(記載上の注意)

- 法第130条第2号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。
- 3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%
----------------------------------	---

(記載上の注意)

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。

別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）

別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）

(略)			
第 1 ～ 第 13 (略)	第 1 ～ 第 13 (略)		
第 14	第 14		
年度 (年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面 (保険会社単体)	年度 (年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面		
1 ソルベンシー・レージン総額 (表略) (記載上の注意) 法第 130 条第 1 号に掲げる額 (保険会社に係るものに限る。) をいう。	1 ソルベンシー・レージン総額 (表略) (記載上の注意) 法第 130 条第 1 号に掲げる額をいう。		
2 リスク合計額 (表略) (記載上の注意) 法第 130 条第 2 号に掲げる額 (保険会社に係るものに限る。) をいう。	2 リスク合計額 (表略) (記載上の注意) 法第 130 条第 2 号に掲げる額をいう。		
3 (略) (保険会社連結)	3 (略)		
1 ソルベンシー・レージン総額	(新設)		
<table border="1"> <tr> <td>ソルベンシー・レージン総額(A)</td><td>百万円</td></tr> </table>	ソルベンシー・レージン総額(A)	百万円	
ソルベンシー・レージン総額(A)	百万円		
(記載上の注意)			

1 別紙様式第7号の3を作成する場合には、この表を作成することを要しない。2の表及び3の表において同じ。 2 法第130条第1号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。 2 リスク合計額			
リスクの合計額(B) 百万円 （記載上の注意） 法第130条第2号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。 3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 $(A) \div \{ (1 \div 2) \times (B) \}$ % （記載上の注意） 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。			
別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係） （略） 目次 第1（略）		別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係） （略） 目次 第1（略）	

<u>第2</u> 連結財務諸表 <u>1</u> 連結財務諸表の作成方針 <u>2</u> 連結貸借対照表 <u>3</u> 連結損益計算書 <u>4</u> 連結キャッシュ・フロー計算書 <u>5</u> 連結株主資本等変動計算書 <u>6</u> 連結基金等変動計算書 <u>第3</u> 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面 (記載上の注意) (略) 第1・第2 (略) <u>第3</u> 年度(年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充 実の状況に関する書面 <u>1</u> ソルベンシー・マージン総額 <table border="1"> <tr> <td>ソルベンシー・マージン総額(A)</td> <td>百万円</td> </tr> </table> (記載上の注意) 法第130条第1号に掲げる額(保険会社及びその子会社等に係 るものに限る。)をいう。 <u>2</u> リスク合計額 <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円			<u>第2</u> 連結財務諸表 <u>1</u> 連結財務諸表の作成方針 <u>2</u> 連結貸借対照表 <u>3</u> 連結損益計算書 <u>4</u> 連結キャッシュ・フロー計算書 <u>5</u> 連結株主資本等変動計算書 <u>6</u> 連結基金等変動計算書 (記載上の注意) (略) 第1・第2 (略) (新設)
ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円				

リスクの合計額(B)	百万円
------------	-----

(記載上の注意)

法第130条第2号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%
----------------------------------	---

(記載上の注意)

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。

別紙様式第14号（第210条の10関係）

（略）

目次

第1 （略）

第2 中間連結財務諸表

1 中間連結財務諸表の作成方針

2 中間連結貸借対照表

3 中間連結損益計算書

4 中間連結キャッシュ・フロー計算書

5 中間連結株主資本等変動計算書

別紙様式第14号（第210条の10関係）

（略）

目次

第1 （略）

第2 中間連結財務諸表

1 中間連結財務諸表の作成方針

2 中間連結貸借対照表

3 中間連結損益計算書

4 中間連結キャッシュ・フロー計算書

5 中間連結株主資本等変動計算書

第3 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

(記載上の注意)

(略)

第1・第2 (略)

第3

年度中(年 月 日現在) 保険金等の支払能力の
充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・レージン総額

ソルベンシー・レージン総額(A)	百万円
------------------	-----

(記載上の注意)

法第271条の28の2第1号に掲げる額をいう。

2 リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円
------------	-----

(記載上の注意)

法第271条の28の2第2号に掲げる額をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%
----------------------------------	---

(記載上の注意)

(略)

第1・第2 (略)

(新設)

(記載上の注意)

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。

別紙様式第15号（第210条の10関係）

（略）

目 次

第1 （略）

第2 連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

2 連結貸借対照表

3 連結損益計算書

4 連結キャッシュ・フロー計算書

5 連結株主資本等変動計算書

第3 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

（記載上の注意）

（略）

第1・第2 （略）

第3

年度（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充

実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・レージ総額

別紙様式第15号（第210条の10関係）

（略）

目 次

第1 （略）

第2 連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

2 連結貸借対照表

3 連結損益計算書

4 連結キャッシュ・フロー計算書

5 連結株主資本等変動計算書

（記載上の注意）

（略）

（略）

第1・第2 （略）

（新設）

ソルベンスシー・マージン総額(A)		百万円
<u>(記載上の注意)</u> 法第271条の28の2第1号に掲げる額をいう。		
2 リスク合計額		
リスクの合計額(B)		百万円
<u>(記載上の注意)</u> 法第271条の28の2第2号に掲げる額をいう。		
3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率		
$\frac{(A)}{\{(1/2) \times (B)\}}$		%
<u>(記載上の注意)</u> 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までを記載すること。		
別紙様式第16号の17（第17条の5、第25条の2及び第211条の36第1項関係） （略）		
第1～第13 （略）		
第14 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面		

別紙様式第16号の17（第17条の5、第25条の2及び第211条の36第1項関係） （略）	
第1～第13 （略）	
第14 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面	

年度（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充 実の状況に関する書面	年度（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充 実の状況に関する書面
1 支払余力総額 （表略） （記載上の注意） 保険業法第272条の28において準用する同法第130条第1号に掲 げる額（<u>少額短期保険業者に係るものに限る。</u>）をいう。 2 リスク合計額 （表略） （記載上の注意） 保険業法第272条の28において準用する同法第130条第2号に掲 げる額（<u>少額短期保険業者に係るものに限る。</u>）をいう。 3 （略） 別紙様式第16号の18（第211条の36第2項関係） （略） 第1～第6 （略） 第7 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面 年度中（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の 充実の状況に関する書面 1 支払余力総額 （表略） （記載上の注意）	1 支払余力総額 （表略） （記載上の注意） 保険業法第272条の28において準用する同法第130条第1号に掲 げる額をいう。 2 リスク合計額 （表略） （記載上の注意） 保険業法第272条の28において準用する同法第130条第2号に掲 げる額をいう。 3 （略） 別紙様式第16号の18（第211条の36第2項関係） （略） 第1～第6 （略） 第7 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面 年度中（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の 充実の状況に関する書面 1 支払余力総額 （表略） （記載上の注意）

保険業法第272条の28において準用する同法第130条第1号に掲げる額（<u>少額短期保険業者に係るものに限る。</u>）をいう。 2 リスク合計額 （表略） （記載上の注意） 保険業法第272条の28において準用する同法第130条第2号に掲げる額（<u>少額短期保険業者に係るものに限る。</u>）をいう。 3 （略）	保険業法第272条の28において準用する同法第130条第1号に掲げる額をいう。 2 リスク合計額 （表略） （記載上の注意） 保険業法第272条の28において準用する同法第130条第2号に掲げる額をいう。 3 （略）
--	--

附 則

- 1 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定（同法第三条の規定に限る。）の施行の日から施行する。
- 2 法第百十一条第二項及び第二百七十一条の二十五第一項に規定する説明書類の記載事項のうち、次に掲げるものについては、平成二十四年三月三十一日以後終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものについては記載することを要しない。

- 一 この府令による改正後の保険業法施行規則（次号において「新規則」という。）第五十九条の三第一項第二号ロ(6)及び第三号八に掲げる事項

- 二 新規則第二百十条の十の二第一項第二号ロ(6)及び第四号八に掲げる事項